

2013年2月27日

欧州特許とアジア及び中南米法との比較研究

欧州部会 比較法グループ

(守田賢一、大野良、堀田陽介、宇治美知子、清水義憲)

欧州特許条約 (European Patent Convention: EPC) の規定と、インドネシア、ブラジル及びメキシコの特許法の規定について、様々な観点から比較を行った。

比較表を次ページ以降に添付する (欧州の権利化後の規定はドイツ法を記載)。

この比較表は、2013年2月時点で入手し得る情報に基づいて記載したが、法改正の情報が反映されていない部分が含まれている可能性があり、また、法解釈が定まっていないこと等から、現地代理人によって見解が分かれている箇所も含まれているため、実務においては都度確認を行っていただきたい。

以上

	EP	インドネシア	ブラジル	メキシコ
PCT国内移行期限	優先日から31ヶ月	優先日から31ヶ月 請求により、31ヶ月からさらに12ヶ月のグレースピリオドあり	優先の優先日から30ヶ月	優先日から30ヶ月
PCT翻訳文提出期限	優先日から31ヶ月、2ヶ月のグレースピリオドあり。	出願時にPCT出願の英訳 インドネシア語訳は出願から1ヶ月	緊急の場合、特許請求の範囲、発明の名称及び必要約書のみの翻訳を提出可能 他の箇所の翻訳は、OAを発行から60日以内に提出。 OA発行前でも提出可能	翻訳文提出のための期限を4か月後に設定するOAを、審査官が発行 OAは出願から2～3か月後に発行
パリールト出願期限	第1国出願から1年	第1国出願から1年	第1国出願から1年	第1国出願から12か月 (17条)
外国語書面出願の有無	可能	可能(英語)	外国語(但し、ラテンアルファベットのみ)出願可能	あり
外国語書面出願の翻訳文提出期限	EP出願から2ヶ月	出願時に英訳 インドネシア語訳は出願から1ヶ月	OA発行から60日以内に翻訳文提出 OA発行前でも可能	翻訳文提出のための期限を4か月後に設定するOAを、審査官が発行 OAは出願から2～3か月後に発行
優先期限経過の救済措置の有無	権利の回復の請求(EPC122条) 遵守されなかった期間の経過後1年以内であって不履行の原因が解消した後2ヶ月以内に書面で行う	なし	優先権主張は出願時 ブラジル出願日の60日以内であれば、他の優先権で補足可能	なし
願書	必須・出願時	必須・出願時	必須・出願時	必須・出願時 (38条)
特許請求の範囲	出願時に必ずしも必要ではない。 出願時に特許請求の範囲がない場合、EPOからの指令の受領から2ヶ月以内に提出	必須・出願時	必須・出願時	必須・出願時 (47条3項)
明細書	必須・出願時	必須・出願時	必須・出願時	必須・出願時 (47条2項)
図面	任意的・提出は出願時	任意的・提出は出願時	任意的・提出は出願時	任意的・提出は出願時 (47条1項)
電子出願の可否	可能 不要	準備中 必要	不可	不可
委任状	不要	必要	パリールト:ブラジル出願日から60日以内に提出 PCT:国内移行日から60日以内に提出	委任状提出のための期限を4か月後に設定するOAを、審査官が発行 OAは出願から2～3か月後に発行
譲渡証	不要	必要	必要 出願前:公証・認証なしの譲渡証書でよい 出願後:ブラジル領事館での公証・認証必要	パリ出願であれば必要 そうでなければ上記と同様のルールが適用
発明の定義	EPCでは明確に定義していない	プロダクト又はプロセス、あるいはプロダクト又はプロセスの改善又は発展としての、技術分野における特定の問題解決活動に注ぐ発明者の思想である	不特許発明の規定あり	自然界に存在する材料若しくはエネルギーを人の特定の需要を満たすよう使用することができる形に変える人の創造 (15条)
治療方法は保護対象か?	保護対象でない	保護対象でない	保護対象でない	保護対象でない (19条7項)
プログラムは保護対象か?	保護対象でない	保護対象でない	保護対象でない	保護対象でない (19条4項)
プロダクトバイプロセスクレーム	他に(新規の)生成物を定義する手段がない場合、許される	許される	生成物をその他の方法で規定できない場合にのみ可能	許される
ユースクレーム	書いても良い	書いても良い	許される	スイススタイル形式で認められており、病気の治療への直接的使用には不可 許される
スイスタイプクレーム	当該出願の出願日又は最初の優先日が2011年1月29日より前であれば、最初の又はそれに続く使用について、許される。この日以降の出願については、スイスタイプのユースクレームは許されない。	書いても良い	許される	許される
オムニバスクレーム	広義では、欧州特許庁においてオムニバスクレームは許されていない。	許されない	許されない	許されない
ジュブノン(Jepson)タイプクレーム	許されている(典型的なEPスタイルに対応している)	許される	許される 独立項は、ヨーロッパのように"2パート形式"を探らなければならず、従来技術と新規のものを区別するために「～を特徴とする」という文言を含む必要あり	先行技術と発明とを区別する新規な及び進歩性を有する特徴は、「wherein」以降に定義される。
マーカッシュクレーム	許される	許される	許される	許される
発明の単一性は、拒絶理由又は無効理由か	拒絶理由に該当するが、無効理由には該当しない	拒絶理由に該当する無効理由には該当しない	行政上の無効審判手続(administrative nullity)が可能	発明の単一性の欠如は無効の理由であると明記はされていないものの、特許はその特許または登録が付与されたときの有効な法律の条項に反して許可された場合無効になる、と定められているため、発明の単一性要件を満たしていない場合、無効理由になり得る。
実体審査の有無	あり	あり	あり	あり (53条)
審査請求期限	欧州調査報告の発行日から6ヶ月以内	出願から36ヶ月以内	出願日から36か月 公報が発行から60日以内に追加費用を支払って回復請求が可能	出願当初の費用に含まれており、後に審査請求を行う必要はない。

公開制度の有無	あり	あり	あり	あり (52条)
公開時期	出願日又は最初の優先日から18ヶ月以内。ただし、出願人の請求により、また出願および調査費用が適切に支払われている時は、その日より前に公開される場合がある。	出願から18ヶ月以内 申請により早期公開ができる(有料、特許法第42条(3)) BIRO: 経験上早期公開要求をしたことがない。遅延はしたことがある。	出願日または最初の優先日から18か月間は出願は秘密にされる	事務的要件を満たした時であるが、出願から18か月以内。 (52条)
特許要件として新規性は必要か?	必要	必要	必要	必要 (18条)
新規性(公知)の判断は世界基準か?	世界基準	世界基準	世界基準	世界基準 (16条及び12条2項)
新規性(公用)の判断は世界基準か?	世界基準	世界基準	世界基準	世界基準 (16条及び12条2項)
新規性(文献公知)の判断は世界基準か?	世界基準	世界基準	世界基準	世界基準 (16条及び12条2項)
グレースピリオドの有無	例外的な場合にのみ適用あり(先行技術が出願人から生成され、不正の目的で出願された場合。EPC第55条)	あり	出願の特許出願の日または最初の優先日以前の12ヶ月間に、(i)発明者によって、または(ii)発明者の承諾なくブラジル特許によって公開された公報によって、もしくは(iii)第三者によって、発明者から直接的にまたは間接的に入手した情報に基づいて開示された場合、その発明は従来技術の一部とはみなされない	あり (18条)
特許要件として進歩性/非自明性は必要か?	必要	必要	必要	必要 (16条)
拡大先願(準公知)は拒絶理由か?	拒絶理由ではない	拒絶理由(発明者・出願人同一は除外)	拒絶理由ではない	先行技術は公開されていないければ拒絶の理由にならない。
オフィスアクションの種類	1. 調査報告(EESR) 2. 一通又は複数のOA 3. 特許査定、拒絶査定	1st OA 2nd OA 3rd OA / Final OA 特許査定 拒絶査定	1) OA2) 不利な見解(Unfavorable opinion) 拒絶理由では、審査官は独立項の限定、広すぎる請求項の改定、移行部の置き換えなどを要求することができます。不利な見解においては、従来技術文献をもとに、審査官が当該出願が新規性や進歩性を有さないとの意見を提示する	事務的OA(2 OA)、実質的OA(4 OA)及び拒絶査定 (50条、55条、56条)
1st OAへの応答期限	4ヶ月、請求によって追加費用なく6ヶ月まで延長可能	内国民、在外者ともに90日 (審査官の裁量、という情報もあり)	最初と最後のOAは規定されていない 審査官は何度でもOAを発行可能 審査官が「従わなければならない拒絶査定にする」と記載した場合、これが拒絶査定に該当 OAまたは不利な見解に応答する期間は90日間	計4か月
Final OAへの応答期限	適用なし(欧州ではFinal OAは定義されていない)	内国民、在外者ともに30日	同上	計4か月(2回の2か月自動延長)
拒絶査定への応答期限	不服審判請求期間: 2ヶ月	3ヶ月以内に不服審判請求	拒絶査定は規定されていない 審査官が出願を拒絶した場合、その拒絶に対して60日以内に審判請求可 拒絶は維持されると行政段階(administrative phase)は終了する この場合、拒絶は訴訟でのみ覆すことが可能	拒絶査定に対する審判請求書の提出は45日以内
1st OAに対して取り得る措置	意見書、補正書の提出	意見書、補正書の提出	意見書、補正書の提出	意見書及び補正書の提出 (55条)
Final OAに対して取り得る措置	欧州では「final OA」は定義されていないため、適用はないが、何れのOAに対しても意見書及び補正書を提出することができる。2回目のOA後の補正の承認は、審査部の判断による。	意見書、補正書の提出	意見書、補正書の提出	意見書及び補正書の提出 (55条)
拒絶査定に対して取り得る措置	不服審判請求(意見書及び補正書の提出が可能)	不服審判請求	不服審判請求	審判請求書の提出。分割出願も代替案としてであるが、拒絶査定を受領する前に出願しなければならない。
補正が可能な時期	1. 拡張欧州調査報告(EESR)後の指定された期間内 2. 実体審査段階での何れかの通知において指定された期間内 3. 拒絶査定に対する不服審判請求時又はその後、審判段階において(審判部の判断による)。	1. OAが出るまでいつでもOK 2. OA後は指定期間内 3. OA後、特許査定前	審査請求までに補正可 審査官が審査請求後も補正を許可する場合もある	1. OAの前であれば、いつでも、自発的に補正することができる 2. 特許査定前であれば、いつでも自発的に補正することができる。 3. いずれかのOAに回答する時 (55条の2)
自発補正の可否	可能	可能	審査請求までに補正可 審査官が審査請求後も補正を許可する場合もある	可 (55条の2)

自発補正時の補正可能範囲	新規事項追加禁止	新規事項追加禁止	出願内容を明確化するため、または定義をわかりやすくするためにクレームの保護範囲を限定または拡張するために補正可能	新規事項追加禁止 (55条の2)
1st OA対応時の補正可能範囲	新規事項追加禁止	新規事項追加禁止	補正クレームが補正前のクレームセットの保護範囲を拡張しないことと発明の対象が出願時に開示された内容に限定されていることが条件	新規事項追加禁止 (55条の2)
Final OA対応時の補正可能範囲	適用なし	新規事項追加禁止	補正クレームが補正前のクレームセットの保護範囲を拡張しないことと発明の対象が出願時に開示された内容に限定されていることが条件	新規事項追加禁止 (55条の2)
不服審判請求時の補正可能範囲	新規事項追加禁止	補正なし	審判請求する際、直接補正書を提出することはできない。しかし、補正書を提出するためにOAを発行するように審査官に対し申請することが可能	新規事項追加禁止
誤訳訂正の可否	可能	OA期間中は可、特許査定後は不可	審査請求の前または後に自主補正の方法で訂正する	可能
出願分割制度の有無	あり	あり	出願分割は、以下の条件を満たした場合、出願人もしくはブラジル特許庁の申請により、審査終了まで可能。 分割出願が、 i) 原出願の表示をすること。 ii) 原出願にて開示された範囲を超えないこと。	あり (48条)
分割可能時期	1. 審査部の最初の通知から24ヶ月以内又は、単一性にかかる最初の拒絶理由から24ヶ月以内	親出願の特許査定前	出願分割は、審査終了まで可能	特許査定請求書の発行前であればいつでも可能 (48条)
出願変更制度の有無	いくつかの州ではEP出願に基づいて実用新案登録出願に分類可能。さらに、第135条によると、国内出願への変更も、非常に限られた特定の場合において(国家機密)認められている。	あり	あり	あり (49条)
変更可能時期	出願係属中に実用新案登録出願をすることができる。	Final OAの前 (経験上、BOR)	特許出願から実用新案登録への変更またはその逆の変更が審査終了まで可能	特許庁から変更を要求されていない場合は出願後3ヵ月、又は、特許庁からのエクスプレス要求後3ヵ月 (49条)
出願維持年金の有無	なし	なし	出願日から3年目より年金を支払う義務あり	なしだが、年金は特許された時に納付 (57条)
出願復活の手続き	例外的な場合において、回復請求によって可能。	なし	出願維持年金：年金の不払いにより出願は保留。指定料金の支払いによって保留の通知から3ヶ月以内に出願が復活 出願審査請求：出願日から36ヶ月以内に審査請求を行わなかった場合は出願が保留。指定料金を支払うことで、保留から60日以内に出願が復活	なし
特許発行のために必要な手続き	登録料及び公開費用の支払い、欧州特許庁の2つの公用語に翻訳されたクレームの提出	自動的に発行される。年金は特許付与日から1年以内。	特許査定が公開された後、60日以内に特許発行費用(特許付与料金もしくは最終料金とも定義される)を支払う必要あり	登録料及び最初の5年間の年金の納付 (57条)
存続期間	出願から20年	出願日から20年	特許権－出願日から20年間有効 実用新案権－出願日から15年間有効 意匠権－出願日から10年間有効。5年間を3回まで更新可能(合計:25年)	出願日から20年 (23条)
特許期間延長制度	あり(5年以内)	なし	なし	なし
情報提供制度の有無	あり	あり 特許権付与から36ヶ月経過後。実施されない、実施されるが完全ではない、社会の利益に反して実施される、他の特許を侵害せずに自分の特許権を行使できない場合のみ	あり	あり
異議申立制度の有無	あり	あり	なし	なし
無効審判制度の有無	(ドイツ) あり	あり	特許付与後6か月以内に、特許の取り消しを求めて無効審判の行政手続が可能	あり (78条)
訂正審判制度の有無	(ドイツ) あり	なし	あり	なし (61条:訂正手続きあり)

効力の範囲	(ドイツ) クレームにより決定される	1.物の特許 製造、使用、販売、輸入、貸渡し、引渡し、又は販売・貸渡し・引渡しのために入手可能とすることを禁止できる。 2.方法の特許 物を生産するためにその方法を使用し、物について上記の行為を行うことを禁止できる。	特許により、他者が特許権者の承諾なしに、次のものを製造し、使用し、販売の申出をし、販売し又はこれらの目的をもって輸入することを阻止する権利が特許権者に付与される(42条)。 (a) 特許製品 (b) 特許方法又はその方法から直接に得られた製品 特許権者には、他者が本条に規定された行為を第三者に行わせるため援助することを阻止する権利が更に享受される。	特許請求の範囲、均等論なし (21条)
効力の制限	(ドイツ) 特許の効力は、次のものには及ばない。 1. 非商業目的で私的に行われる行為 2. 特許発明の内容に関係して実験の目的で行われる行為 2a. 植物新品種の育成、見及び開発のための生物学的材料の使用 2b. 医薬品を欧州連合の市場に投入する販売許可、は欧州連合の加盟国若しくは第3国における医薬品についての販売承認を取得するために必要とされる研究、及びその後の実務的要件 3. 医師の処方によって薬局内で個別に即座で行われる医薬品の調合、又はそのようにして調合された医薬品に関する行為 4. 工業所有権の保護に関するパリ条約の他の加盟国の船舶が一時的又は偶発的に本法の施行水域に入った場合において、その船舶に関し、又はその機械、索具、装置及びその他の付属物に関し、その船舶上で行われる特許発明の内容の使用。ただし、この内容が専ら当該船舶の必要のために使用されることを条件とする 5. 工業所有権の保護に関するパリ条約の他の加盟国の航空機又は車両が一時的又は偶発的に本法の施行領域に入った場合において、航空機又は車両の構造若しくは操作、又は当該航空機又は車両の付属物における特許発明の内容の使用 6. 1944年12月7日の「国際民間航空に関する条約」第27条(連邦法律公報1956、II、p.411)に明記した行為。ただし、当該行為が、同条の規定の適用対象である他国の航空機に関するものであることを条件とする。 さらに、特許は、出願時に既にドイツでその発明を実施していた者又は実施のために必要な準備をしていた者に対しては効力を有さない。当該人は、同人自身の事業の必要のために同人又は他人の工場若しくは作業場においてその発明を使用する権利を有する。	特許権の効力は以下の行為には及ばない 1. 教育・研究・実験・分析 2. 他国で正当に販売された合法市場からの医薬品の輸入 3. 特許満了後の販売許可を得るための医薬製造(存続期間満了前2年) 4. 先使用者の実施 特許法第99条によれば、特許が国家の安全保障や公共の利益にとってきわめて重要であると政府によって認められた場合は、政府は自らその特許を実施することができる。このような措置はTRIPSの第31条で認められているものである。 安全保障に関する発明としては爆発物、火器、軍用品に関するものが含まれる。 公共の利益にとって緊急性を要するものとしては、インドネシアで特許保護の対象となっている、風土病を根絶する薬品のような健康分野に影響のあるものが含まれる。また農業分野では、国中の凶作を招くような植物病に有効な殺虫剤のようなものが含まれる	特許によって付与される保護の範囲は、明細書及び図面に基づいて判断されるクレームの内容により確定される(41条)。 特別な状況-現時点では特許の効力が制限されるような特別な状況が思い出されないが、ブラジル特許法34条によると、以下を示すことができる： -私的なもので商業目的を有さない使用 -科学的若しくは技術的研究又は調査に関連して行われた実験での使用 -個別の症例のため医師の処方によって資格を有する専門家が調合した特許医薬品の使用	メキシコ産業財産法第22条 特許によって与えられる権利は次に対しては効力が及ばない。 (I) 私的若しくは学術的分野において非常利目的の下に、純粋に実験的、試験的又は教育的な目的での科学若しくは技術的な研究活動に従事し、そのような目的のために特許された物若しくは方法と同一の物又は方法を製造若しくは使用する第三者 (II) 特許物、又は特許方法を使用して得られた物を、これらが合法的に市場に出された後に販売し、取得し又は使用する者 (III) 特許出願日又は、該当する場合は、承認される優先日に先立って、特許方法を使用し、特許物を製造し、又はそのような使用若しくは製造の準備をする者 (IV) 特許発明が他国の輸送機関の一部を構成しかつ当該輸送機関がわが国の領域を通過する場合におけるそのような輸送機関での当該特許発明の使用 (V) 生物に関する特許の場合で、他の物を得るために原種の繁殖若しくは増殖の出発材料として特許物を使用する第三者(そのような使用が既に行われていた場合を除く) (VI) 生物で構成される物に関する特許の場合において、特許物が特許権者又は実施権者によって適法に市場に出された後に増殖若しくは繁殖以外の目的でそれらを使用し、流通させ、又は販売する第三者 本条に規定される行為は、何れも本法の範囲における行政上の違反行為及び犯罪を構成しない。 (22条)

<p>直接侵害の成立要件</p>	<p>1. 特許の対象である製品を生産し、提供し、市販し若しくは使用し、又は当該目的のためにこれらの製品を輸入し若しくは保持すること 2. 特許の対象である方法を使用すること、又は特許所有者の同意を得ないでその方法を使用することが禁止されていることを当該第三者が知っているか若しくはそれが状況からみて明らかである場合に、ドイツ内での使用のために、その方法を提供すること 3. 特許の対象である方法によって直接に得られた製品を提供し、市販し若しくは使用し、又は当該目的のために輸入し若しくは保持すること</p>	<p>特許法第125条、第130条及び第131条(2001年法律第14号)</p>	<p>特許されたものの製造、使用、販売または輸入(上記42条参照)</p>	<p>メキシコ産業財産法第213条 以下の行為は行政上の法規違反を構成する。 -第1項- (D) 特許を得ていない物を特許を得たものであるように装うこと。得られた特許が満了となり又は無効の宣言を受けた場合は、消滅日又は無効決定の発効日から1年が経過した後この行政上の法規違反は成立する。 -第2項- (XI) 特許、又は実用新案若しくは意匠の登録によって保護されている物を、特許権者、実用新案権者又は意匠権者の同意若しくは適切なライセンスを得ることなく、製造又は開発すること (XII) 特許、又は実用新案若しくは意匠の登録によって保護されている物を、それらが権利者の同意若しくは適切なライセンスを得ることなく製造又は開発されたことを知って、販売に供し若しくは供給すること (XIII) 特許を受けた方法を、特許権者の同意若しくは適切なライセンスを得ることなく使用すること (XIV) 特許を受けた方法を使用して製造若しくは生産された物を、その方法が特許権者若しくは実施権者の同意を得ることなく使用されたことを知って、販売に供し若しくは供給すること(213条)</p>
<p>間接侵害の成立要件</p>	<p>(ドイツ) 特許は、特許所有者の同意を得ない第三者が、当該発明の本質的要素に関連する手段をその発明の本法の施行領域内での実施のために、本法の施行領域内で、特許発明を実施する権限を有する者以外の者に提供又は供給することを禁止するという更なる効力を有するが、ただし、当該手段がその発明の実施に適したものであり、かつ、そのように意図されていることを、当該第三者が知っているか又はそれが状況からみて明白であることを条件とする</p>	<p>規定なし</p>	<p>寡占による侵害—ブラジル特許法第185条は、特許製品の部品又は特許方法を実施するための材料若しくは器具を供給することは犯罪であると規定している。ただし、部品、材料又は器具の最終的使用によって、必然的に特許対象が実施されるようになることを条件とする。 刑罰—1月以上3月以下の禁錮、又は罰金 均等による侵害—ブラジル特許法第186条は、侵害が特許クレームの全てに係わるものでない場合であっても、又は特許対象と同等の手段の使用に限られている場合であっても、犯罪であると規定している。 刑罰—1月以上3月以下の拘留、又は罰金 上記42条に基づき、販売の申出をすることも間接侵害とみなされる。</p>	<p>規定なし</p>
<p>特許権侵害の救済(民事・刑事)</p>	<p>(ドイツ) 民事及び刑事の救済あり</p>	<p>民事上の救済 ・商務裁判所への差止め請求、損害賠償請求 ・特許を侵害した者は最高5億ルピア(400万円)の罰金に処せられる。また、簡易特許(Simple Patent)を侵害した者は最高2.5億ルピアの罰金に処せられる。 刑事上の救済 特許侵害で懲役最高4年、簡易特許侵害で懲役最高2年の実刑</p>	<p>民事の違法行為 ブラジル特許法第44条によると、特許権者は、出願公開日から特許付与日までに生じたものを含め、特許対象の不法実施に関して補償を得る権利が保障されている。 ブラジル特許法第208条によると、特許権の侵害による損害賠償は、侵害が生じていなければ被侵害者が取得したであろう利益によって決定され、同法第210条に従って計算される。 犯罪: ブラジル特許法第183条によると、特許取得製品を製造すること、又は特許取得方法を使用することは犯罪である。 刑罰—1月以上3月以下の拘留、又は罰金 さらに、同法第184条によると、次に掲げる行為は、犯罪である。 (D) 特許取得製品、又は特許取得方法により得られた製品を輸出し、販売し、販売のために展示若しくは申出をし、経済目的で使用するために貯蔵し、隠匿し又は受領すること、又は (DI) 特許取得製品、又は特許取得方法により得られた製品であって、特許所有者により直接に又はその同意を得て外国市場に出されたものではないものを輸入すること 刑罰—1月以上3月以下の禁錮、又は罰金</p>	<p>民事訴訟による損害賠償請求が可能。民事訴訟は行政訴訟および全ての審判が結審した後に行うことができる。 メキシコ産業財産法第221条の2 本法に規定するI又は複数の産業財産権の侵害が関与している場合において、そのような権利の侵害による物質的損害の賠償又はその他の損害及び不利益の補償の金額は、如何なる場合にも、関係する商品若しくはサービスの市場における販売価格若しくは提供価格の40パーセントを下回ってはならない。 特許権の侵害行為が繰り返される場合は、刑事犯罪とみなされる場合がある。 (221条の2)</p>

通常実施権の内容	権利の帰属	ライセンスに関する特別な規則は現在までに発表されていない。 (ライセンスに関する特許法第69-73条(2001年法律第14号)) ・契約による実施権 独占的、非独占的の契約は自由 実施権契約は知的財産総局に登録しなければ第三者に対抗できない ・強制実施権 不実施の場合特許権付与の日から36ヶ月経過後は何人も知的財産総局に強制実施権の申請をすることができる	ブラジル特許法第68条及び第72条に規定される強制ライセンスの場合、包括的ライセンスが付与される: 第68条—特許所有者が特許によって得られた権利を濫用したこと、又はその権利を使用して経済力を濫用したことが、行政上若しくは司法上の決定によって証明された場合は、特許所有者は、その特許に関して強制ライセンスが付与されることに従わなければならない。 第72条—強制ライセンスは、常に非排他的ライセンスとして付与するものとし、サブライセンスを付与することは認められない。	特許が有効であること、およびメキシコ特許庁に登録されていることが第三者への対抗要件となる。 (63条)
専用実施権の内容	(ドイツ) 権利の帰属	ライセンスに関する特別な規則は現在までに発表されていない。 (ライセンスに関する特許法第69-73条(2001年法律第14号))	ブラジル特許法第61条及び第62条は以下の通り規定する: 第61条—特許権者又は出願人は、ライセンス契約を締結することができる。 補項 特許権者は、実施権者に対し、特許を防御するための措置を講じる一切の権限を付与することができる。 第62条—ライセンス契約は、第三者に対して効力を生じるためには、BPTO に登録しなければならない。 実施許諾を受けたブラジルの企業が外国の企業(特許の所有者)に特許料を支払うためには、ライセンス契約をBPTO に登録しなければならない。	特許が有効であること、およびメキシコ特許庁に登録されていることが第三者への対抗要件となる。 (63条)
先使用による実施権の内容	(ドイツ) このようなライセンスはないが、私的先使用は正当に特許を制限する	ライセンスに関する特別な規則は現在までに発表されていない。 (ライセンスに関する特許法第69-73条(2001年法律第14号))	先使用者にライセンスを与える必要はないが、以下の通り規定する第45条に基づいて付与することができる: 第45条—特許出願に係る出願日又は優先日の前に、ブラジルにおいて出願の対象を善意で実施していた者には、負担を伴うことなく、従前通りの方法及び条件で、その実施を継続する権利が与えられる。	無
不実施による実施権の内容	(ドイツ) 発明が特定の公益を持つものであり、特許所有者が発明を実施せずライセンスの付与を拒絶する場合を除き、規定はない	ライセンスに関する特別な規則は現在までに発表されていない。 (ライセンスに関する特許法第69-73条(2001年法律第14号))	包括的ライセンス(第68条及び第72条)。	何人も、特許査定の日から3年経過後又は出願から4年経過後、発明が適切に実施されていない場合は、当該不実施に適切に正当な理由がない限り、強制的実施権の付与を請求することができる。強制的実施権を請求する者は、当該特許発明を効果的に実施するための技術的及び経済的な能力を有していなければならない。 特許庁は、強制的実施権の付与の前に、特許権所有者に対して、本人宛の個人的な通知の日から1年以内に、当該特許を実施する機会を与えなければならない。 両当事者に通知した後、特許庁は強制的実施権の付与について決定しなければならない。付与することを決定した場合、その期間、条件、範囲および特許権所有者に支払うべき使用料を規定しなければならない。 強制実施権の付与から2年後に当該特許が実施されていない場合、特許庁は特許の失効を宣言することができる。 強制実施権は排他的であってはならない。付与された者は特許庁の許可を得た場合のみ、許可された特許が実施される製造設備と共に譲渡することができる。 (70条)

<p>その他の実施権の内容</p>	<p>(ドイツ) 2人の競争相手が互いを妨害しあう場合、強制クロス・ライセンスが可能</p>	<p>強制ライセンスに関する特別な規則は現在までに発表されていない。 (強制ライセンスに関する特許法第74-87条(2001年法律第14号))</p>	<p>他の種類のライセンスなし。</p>	<p>公用使用権 General Health Councilの優先的注意を要するような深刻な疾患の発生を含む、国家の非常事態または安全上の理由により、そのような理由が存在する限り、公用使用権を設定しなければ、主要商品、サービス又は医薬の生産・供給又は配布が阻まれ、妨害され、価格が高騰すると考えられる時は、特許庁は、公報への宣誓において、公用使用権の使用を決定することができる。衛生局は製造条件及び質、当該使用権の適用期間と範囲及びその出願人の技術的能力の分類を決定しなければならない。特許庁は、特許権所有者への合理的な合計額の使用料を決定しなければならない。 何れの公用使用権も譲渡ではなく、譲渡はできない。 (77条)</p>
-------------------	--	---	----------------------	--